

家庭用コージェネレーションシステム契約選択約款

平成22年1月1日実施

松本ガス株式会社

目 次

1. 目 的	2
2. 選択約款の届出および変更	2
3. 用語の定義	2
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 契約期間	3
7. 使用量の算定	3
8. 料 金	3
9. 単位料金の調整	4
10. 名義の変更	5
11. 契約の変更または解約	5
12. 設置の確認	5
13. そ の 他	5
付 則	5
(別 表) 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表	8

1. 目的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じたガス利用の拡大により、負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、関東経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、当社は届出内容をあらかじめお客さまに通知の上、お客さまとの需給契約の内容は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「コージェネレーションシステム」とは、ガスを熱源として電力と熱を発生させる機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、5月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から4月検針分までをいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、及び地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては5%といたします。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。

- (1) コージェネレーションシステムを使用すること。
- (2) コージェネレーションシステムは、ガスエンジン方式のものであって、その定格発電出力（機器容量）が700W以上3kW未満であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際には、所定の申込書により当社に申し込んでいただきます。

- (3) 本契約の契約期間満了前に解約または一般ガス供給約款に定める料金への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 本契約の契約期間満了前に他の契約種別への変更を申し込みされた場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。

6. 契約期間

契約期間は、次のとおりといたします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

8. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.077\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.077\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記算定によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

10,040円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1④に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が16,060円以上となった場合は、16,060円といたします。

(算式)

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.27$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

(イ) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

(ロ) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

11. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含む)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

12. 設置の確認

- (1) 当社は、コージェネレーションシステムの設置の有無等、4の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し、契約終了日の翌日から一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) コージェネレーションシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、コージェネレーションシステムを取り外した場合は、本選択約款解約の申し出があったものとみなし、11にもとづき契約を解約いたします。

13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成22年1月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切りかえ措置

当社は、平成22年1月1日まで家庭コージェネレーションシステム契約選択約款（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成22年1月1日以降本選択約款が適用されるお客さまについて、平成22年1月1日が含まれる料金算定期間の早収料金は、以下により算定いたします。

（算式）

早収料金 = 旧選択約款適用期間の早収料金 + 本選択約款適用期間の早収料金

旧選択約款適用期間の早収料金

= 旧選択約款の基本料金 × D_1/D + 旧選択約款の単位料金 × V_1

（小数点以下の端数切り捨て）

本選択約款適用期間の早収料金

= 本選択約款の基本料金 × D_2/D + 一般ガス供給約款23の規定により平成2

1年8月から同10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 × V_2

（小数点以下の端数切り捨て）

（備考）

D = 料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める22（6）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合、基本料金按分の算定式のDを30とする。）

D_1 = Dのうち平成21年12月31日までの期間に属する日数

D_2 = Dのうち平成22年1月1日以降の期間に属する日数

V = 料金算定期間の使用量

V_1 = 旧選択約款適用期間の使用量

= $V - V_2$

V_2 = 本選択約款適用期間の使用量

= $V \times D_2/D$ （小数点第1位以下の端数切り捨て）

（別表）

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下端数切り捨て）
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 848. 00円
---------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	その他期	冬期
	99. 50円	89. 00円

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。